

宇多津町農業委員会定例会議事録

開催日時： 令和8年2月20日（金）午前9時30分～午前10時01分

開催場所： 宇多津町役場西館2階

出席議員： 垣渕 直子  
西山 修  
野田 勝彦  
宮本 政文  
谷川 英昭  
稲田 直樹  
大坂 秀美

欠席議員： 福原 左恵子

農業委員会事務局出席者

事務局長 福田 伸之  
事務局次長 三谷 真平

(午前9時30分開会)

○大坂会長

皆さんおはようございます。

忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今も話に出ていたわけですが、30年来の少雨、ダムの水がかなり減っていると。一応我々のところは、仁池の方から水をいただいているので今のところ仁池には100%近い貯水量が今のところありますけども、その大元となる香川用水、早明浦ダム、そちらの方が47%ぐらいでないのかなというふうな気がしております。

そういった中でこのままいきますと、水はかなり厳しいなど。愛媛県の方でも新居浜の方ですか工業団地があるわけですが、そちらの方の水を止めてるといのが現状みたいです。これからまだ6月まで期間があるわけですが、水が大変貴重なものとなっております。

そういった中で今、長縄手の方は水路工事をやっていて、水を止めているという現状です。ちょうど三差路がある工事現場なんで、いつもであれば1ヶ月もかからずに工事が完了するわけですが、いまだに工事が行われておるという関係で部分的に水をとめております。その中でも、野菜等に水をやらないといけないがいつまでかかるのかという問い合わせも私のとこに来ております。だけど、用水を直しとかなないと終わらないということで、あと2週間ぐらいはかかるだろうと。

我々今、玉ねぎなんかも植えておるわけですが、産地の北海道の市場もこの前行きましたけど、北海道の方から我々がスーパー行って見ている玉ねぎは北海道産でももうSクラス。市場の方には、Lが何ケースもあったんですけども、大阪の市場で見た限りでは、やはり商売人のところへ大きい玉ねぎが行ってるんだろうなと。一般庶民の方には悪いけどSクラスの小さいやつ、これがスーパーに並んでいると。またじゃがいももう北海道の方が不作で小玉傾向、量が少ない。そういったことで、価格が上がっております。昔は北海道がそういった野菜関係の貯蔵庫というような話をしておりました。私のとこのSクラスの玉ねぎは、コンテナに一杯ぐらい残ってるわけですが実際にそれを家

で食べる分だけ残しとかないとねということでやっております。

そういったことの中で今、農地の活用、田んぼはあってもそういった家庭菜園とかそういったものに取り組む人が減っております。見ての通り遊休農地、農地の所有者の所在地がわからない水利組合の方でお金を集めなきゃいけないので県外の人へ連絡入れてもそこにはいない。そんな感じで郵便物が返ってきております。

今の農業に関する状況、米はまず今安くなってるというけれど実際には2、300円下がったものすごく下がったというぐらいのもので、値動きをほとんどしてないような状況です。そして今年関東の方でも雨が少ないです。また米が足りないようにならないかなというような心配はしております。

何年、何十年前ぐらいにもあったのですが、長縄手の水利の方も、今日はこの水路の水を流すぞといったようなことも考えていかないといけないのかなと思っております。

我々の仕事はやはり農地を守る、またそういった遊休農地を有効活用できるような若い後継者、そういった人に管理を委託する農地機構、こういった組織があるわけですけど、それに繋がりを持たしていく。宇多津の中の遊休農地を処分し、隣の人の迷惑のかからないような方法をとっていかないといけないかなど。そういった農業委員の役割、日誌みたいなものをいただいておりますけど、そういうものにも取り組んでいかないといけないなと思っております。

そういったことでこれからもまたよろしく願いしたらと思います。

本日の議事録署名人には垣渕さんと西山さん。よろしく願います。

それでは事務局おねがいします。

○福田事務局長

はい。

それでは議案の方入っていきたいと思います。

議案第1号です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は令和8年1月29日で申請内容は所有権移転となります。申請地は、宇多津町\*\*\*\*\*番\*\*\*\*\*番、同じく\*\*\*\*\*番、同じく\*\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*\*番\*、全て合計で面積\*\*\*\*\*m<sup>2</sup>で地目は田、台帳、

現況ともに田でございます。

譲渡人は、宇多津町\*\*\*\*番地\*、\*\*\*\*様。

譲受人は、宇多津町\*\*\*\*番地\*、\*\*\*\*様で譲渡人の\*\*、高齢で農作業が大変厳しくなっています。そこで孫である\*\*様への生前贈与という話が出て、今回の申請になったようです。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○大坂会長

親族への相続みたい感じなんですがこの件に関して、野田さんの方で

○野田委員

はい、異議なしです。ありません。

○大坂会長

そういった意見が出ましたがよろしいですか？承認ということで。

○委員一同

はい。

○福田事務局長

はい、ありがとうございます。

それでは引き続き議案第2号です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は、令和8年2月3日でございます。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地12区画です。

申請地は、宇多津町\*\*\*\*番\*2筆合計で、面積\*\*\*\*m<sup>2</sup>です。

地目は田、台帳・現況共に田でございます。

譲渡人は、宇多津町\*\*\*\*番地、\*\*\*\*様。

譲受人は\*\*県\*\*\*市\*\*町\*丁目\*番\*\*号、株式会社\*\*\*\*代表取締役の\*\*\*\*様です。

この土地は宇多津町で分譲用地を探していた譲受人と、近隣が宅地化する中で後継者問題もあり、農業の規模縮小を考えていた、譲渡人との間で話がまとまり、今回の申請に至ったとのこと。

水利は\*\*\*水利組合で同意もいただいております、香川用水決済金も完済しております。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○大坂会長

ここにつきましては2回ほど現地確認なり、分譲住宅するにあたっての要件を一応我々の方から業者に対して行いました。用水の関係で水が流れが悪いということで一方へ流してもらおうということで、2回ほど立会や業者の説明を受けました。

そういったことでこちらが要望する点に関して、向こうも努力をしていただいたということで、これであればよかろうということで水利としては承認をさせていただきます。

この件について、何か質問等あれば受けたいと思いますがよろしいですか？

○委員一同

はい。

○大坂会長

はい、一応施工にあたっての問題点、水の流れの関係でそれも業者がしていただくということで了解しておりますので、承認ということでよろしいですか。

○委員一同

はい。

○大坂会長

はい、ありがとうございます。

○福田事務局長

はい、ありがとうございます。それでは引き続き、議案第3号に入ります。

○福田事務局長

農地法第5条第1項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は、令和8年2月5日でございます。

転用目的は事業用駐車場で、無断転用の案件となります。

所在地は宇多津町\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*で面積は合計で\*\*\*m<sup>2</sup>です。

地目は田、台帳も田、現況は事業用の駐車場となっております。

譲渡人は\*\*\*市\*\*\*\*町\*\*\*\*番地：、\*\*\*\*様。

譲受人は宇多津町\*\*\*\*番地、\*\*\*\*様でございます。

水利は、長縄手水利組合の同意をいただいております、香川用水決済金も完済し

ております。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○大坂会長

ここの地目については、田でありますけど、無断転用で駐車場として活用していたということ、それについても改善していくと本人からそういったお話も聞いております。現況はここに書いてるように駐車場。結局はその駐車場を継続していくという話でございます。そういった面で無断転用した分については、一応本人の方がちゃんとしますよという話は聞いておりますのでいかがでしょうか？

○委員一同

異議なし

○大坂会長

構いませんか。

だから、あとは町の方でそこらの確認だけよろしく願いいたします。

○事務局

はい。わかりました。ありがとうございます。

○福田事務局長

この案件ですが許可相当ということで、関連する案件がちょっともうご記憶にないかもしれませんが、4月に他の3条で出てきてまして、こういう無断転用の案件が2件あったので、その3条を止めようということでご審議いただいてそのまま止まっている状況です。もう1件出てこないといけないんですけど、隣地の同意がまだ取れてないということで、1件は今月持ってこれなかったとのことでした。事務局としても4月ですし、もう結構経ってますんで、その案件は一応次も出しますというお約束いただいているので、その3条をOKしようかなあとは思ってるんですけど、その辺りご意見をいただければと思います。

○大坂会長

隣地の人とは話をしているとそういった流れで進めてくれているということで、その辺り本人さんが隣地の人と話を進めているということです。隣地の人も一応話は聞いてくれているという中で、私の方としては何もせずほったらかしにし

てるのであればそれはだめだろうという話になるわけですが、そういった行動をとってくれていることを信用して進めていったらいいんじゃないかというふうに思っておりますが、その点いかがですか？

私としては、実際隣地の人と話を進めているということをまずは信用してやっていただくと。もう前向きにとらえていくことの方がいいんじゃないかと。そのままいつまでもほったらかしても困るわけです。ただそれを今更言うても現況変えるわけにもいかない。これはもう前向きにはいかない。ただ本人さんも相手と話をしているという中でどういう問題点があるのか、私にはそれはわからないのですけどそういったことで進めてもらうということで、我々はそれを見守るということで了解していただけますか？

○谷川委員

それに対して地元の委員さんは異議がないのか？

○大坂会長

異議なし。

ではそういった形で進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。

○福田事務局長

ありがとうございます。

相続で自分のものになった田んぼがそういう感じになって、結構びっくりというか結構頑張っては動いてはいただいているんですけど、なかなかうまくいってないということでこちらでも終わるまでフォローはさせていただきますので、今回前回の4月の案件は許可ということで出させていただきます。

○大坂会長

はい。

○福田事務局長

それではその他になります。

農業委員の募集のことについて、三谷事務局次長に説明させていただきます。

○三谷事務局次長

農業委員の推薦の案内がきまして3月9日月曜日からホームページで募集を開始いたします。

本日、お手元に裏返しでこの上に置かせてもらってるんですけども参考まで

に前回の写しと、必要であろう様式をつけさせてもらってます。

また記入いただきまして、募集を開始する3月9日からなので、ひと月の間ぐらいにご提出いただいて、また人が変わる場合はしかるべき人の方にお渡しただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○福田事務局長

何かご質問とかありますか？わからなかったら個別で来ていただいても対応はします。電子データの方がよければ、それも私もできるんでまたお知らせください。

それではもう1件、地域計画の変更についてまた三谷事務局次長から説明させていただきます。

○三谷事務局次長

地域計画の変更の案ができましたので、A4の資料をお手元置かさせてもらってるんですけども、ちょうど1年前、昨年の地域計画についてなんですけどもこの令和7年分の変更を反映いたしました。基本的な方針等は特に変わりはありません。

基本的な方針についてですけども、県普及センターとも相談しながら農地転用のときに計画の変更を1度経て農地転用の申請が必要となるため、時間がかかってしまうということで、開発との可能性が少しでもある土地箇所は色付けしていません。この方針は変わらず続けています。目標地図上のモデルエリアとして、長縄手・奥池・津の郷地区を記載しております。この辺も特に変更はないです。

今回の変更点といたしましては認定農業者の\*\*さん、丸亀の方に引っ越されて、夏から丸亀に行かれる予定でしたので、\*\*さんを削除し0.3ヘクタール減させていただきます。

また農地機構の貸借これは掲載することになってますので、\*\*\*\*さん、令和7年度分追加を1.2ヘクタール増とさせていただきます。

あと全体的に対象区域内の転用をうけて農地でなくなった部分の減、これを0.5ヘクタール減らしてもらっています。

結果、以上のことにより担い手に対する集積率こちらが2%増加して、15%になりました。

今後の流れとして、この計画を2月の末ごろ地域計画変更案の公告縦覧を行います。

○大坂会長

この地図からでも一ぺん説明を。これ書類もこっちによくついてるんだけどまずこの地図の部分で色分けしてくれてる、この分の説明はその方がわかりやすいんちがうか？

○三谷事務局次長

目標地図につきましては、A3で全体図を付けさせてもらっています。右下の凡例をご覧くださいませでしょうか？青色個表となりますので、認農Aとさせてもらってますけども、認定農業者の\*\*さんが該当しているところ、青で塗らせてもらってます。

続きましてBとさせてもらってます緑色、認定農業者の\*\*さんを色づけさせてもらってます。

で、その下の黄色なんですけどもDとEということで、利用者が黄色で色づけしております。利用者としては\*\*\*\*と、先ほど申し上げました\*\*\*\*さんを黄色とさせてもらってます。ここですね、Cが前回\*\*さんと記載させてもらってたんですけども、紫色は今回消させてもらってます。大きく増えたのはやっぱりこの黄色ですね、黄色の7年分の農地機構の貸借行われた\*\*\*\*さんが、1.2ヘクタール。一覧表は、もう色付けしたときの明細となりますので一番左の端の枠のところに、赤字で変更があった部分を追加で増えた部分は追加と書かさせてもらってまして、削除と書いている部分が今回減となった部分\*\*さんの土地の削除となります。

また最後にA4ですけども、少し拡大した図面を3枚に分けて計算してもらってますので、ご確認ください。

○大坂会長

拡大してくれてるんだね、これが。

○三谷事務局次長

色付けがされている部分をピックアップして拡大しております。

○大坂会長

それでこの地図の前にあるやつは、農地機構なりいろいろ出してる分が出て

きているということやねこれ、\*\*さんとかあれば、本人がやってるところ。

○三谷事務局次長

そうですね、この一覧表の地図の色とリンクさせてもらってますので。

○大坂会長

この資料の中で、\*\*\*\*さんがかなりの面積をやってくれているとそういった中で未耕作地の減少には繋がっているわけですけどもまだ遊休農地は、かなり草林の田んぼが宇多津にはかなりまだ残っております。

そういった面で我々の方からの活動としては、そういった農地を少しでも減らしていくという活動を進めていかないといけないのかなというふうには思っています。

この点について何か質問ありますか？

ないようでしたらこういった活動を部分的にはやっているということで、これからも皆さんの方で、そういったお話ができるような農地持主がいれば、こういった取り組みを進めていただきたいなと思っております。

集積率これ15%って書いてるけどこれは目標？現状が15%か。現状の15%、将来の目標とする集積率おんなじ量だけどそれはいいのか？

○三谷事務局次長

ここは同じさせてもらってます。県にも相談させていただいてます。

○大坂会長

これが前回から2%増加して、15%になりました。宇多津がちょっと特殊なのは農振地区でないということ、まずは農振地区でないということは農業を進める地域ではなく、都市化を進めるという話ではないんですけども実際道さえついでおければ、車が通れる道さえあれば、どこの田んぼでもすぐ売却できる。家が建とうが何しようができるいうことの農業地であると。

そういった中で、農地機構の方とは一回話をして、契約年数が残っておってもそういう売買が進んだときには耕作しているものとも話はしますけど契約途中で解約することもありますよというような話はさせていただいております。

そういった中でそれを信用できる話かどうかいうのも、あんまりそういった事例がないので。ただ、そういう話だけはしとかんと所有者も高齢化している中で、もう売却する処分をするというふうになったときのための話はしとか

いといけないのかなということでそういった話は、農地機構の方とは一応話はしております。ある程度こういった作業の取り組みをし、荒廃水田を少しでもなくしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

そういったことでよろしいですか？

○福田事務局長

はい、ありがとうございました。

○福田事務局長

一応承認ということでよろしいですか？

○大坂会長

承認いうことで構いませんか？

○委員一同

はい。

○大坂会長

はいじゃあそういうことで。

○福田事務局長

あと最後に香川県の方が物価高騰対策として、補助金を作ってくれています。今日からの公開ということでホームページも、多分今現状だったから見れると思います。この2次元コードとかからアクセスしていただければ、必要な書類あと中身等々わかるようになっておりますので。

対象がですね、今回先ほど出てきました地域計画に載っていることということになってますが、今後載る方も対象となりますので載っても構わない、今からちょっと規模拡大するという方がいらっしゃったら、これ使っていただければ4分の3でますんで結構。2700万円を使えば、補助金2000万円いただけるような形になってますんで、ご自身でなくても、お知り合いの方でもいらっしゃったら、ご活用いただければと思いますのでよろしくお願いします。

○大坂会長

その時にはこっちへ申し出たらいんやな。町役場の方へ。

○福田事務局長

そう、この地域計画に載せますというその証明書はうちで出すようになって

ますんで載ってる方は関係ないんですけど、来ていただければと思いますんで  
よろしくをお願いします。

○大坂会長

何か別のことでご意見があったらお聞きしますけども？  
ないようでしたらこれで終了させていただきたいと思います。  
ありがとうございました。

(午前10時01分閉会)